

○追手門学院大学卒業生保護者の会会則

(2007年6月16日制定)

(名称)

第1条 本会は、追手門学院大学卒業生保護者の会と称する。

(所在)

第2条 本会は、事務局を追手門学院大学内に置くものとする。

(組織)

第3条 本会は、追手門学院大学卒業生の保護者並びにその関係者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の旧交を温め、親睦を深めるとともに、相協力して卒業生の福祉増進と大学教育事業の充実、並びに追手門学院小・中・高各学校の卒業生父母の会と連携して、学院全体の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連絡を密にするための事業
- (2) 会員の親睦を図り、教養を高め、福祉を増進するための事業
- (3) 卒業生・在校生の福祉を増進するための事業
- (4) 大学並びに学院の発展を後援するための事業
- (5) その他本会発展のための事業

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 追手門学院大学卒業生の保護者
- (2) 特別会員 追手門学院大学の教職員及び委員会が特に認めた者

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3～6名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるときはその職務を代行する。

- 4 会計は、本会の収入支出の会計を掌る。
- 5 会計監査は、本会の会計状況を監査する。

(委員)

第8条 本会に次の委員を置く。

(1) 委員 若干名

- 2 委員は、本会の会務を分担する。
- 3 委員は正会員の中から役員会において指名し、会長が委嘱する。

(役員・委員の任期)

第9条 役員・委員の任期はそれぞれ2ヵ年とする。ただし、再任される場合は1ヵ年とし、合わせて3ヵ年を超えないものとする。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置く。

- 2 相談役は、学長及び副学長をもって当てる。
- 3 相談役は、必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。

(会合)

第11条 本会は、次の会合を開く。

(1) 毎年1回定期総会、必要に応じて臨時総会を開く。

(2) 必要に応じて役員会を開く。役員会は、会長、副会長、会計、会計監査、幹事を構成員とする。

(3) 必要に応じて委員会を開く。委員会は、役員並びに委員を構成員とする。

- 2 決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。なお、書面をもって意思表示をした者は出席者とみなす。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）をつくり、役員候補者を指名する。

- 2 指名委員会は、役員及び委員で構成する。ただし、指名委員が次期候補者となったときは、指名委員の地位を失う。
- 3 役員は、正会員の中から選出する。
- 4 役員は総会において承認を得なければならない。

(会計)

第13条 本会の諸経費は、次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 入会金 正会員は、10,000円とする。
- (2) 会費 この会に係る参加費は、委員会において額を定め、徴収することがある。
- (3) 寄附金
- (4) 事業収入
- (5) その他

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

3 本会の収支決算は、委員会並びに総会において報告し、その承認を受けなければならない。

(入会の手続)

第14条 本会には、追手門学院大学卒業生の保護者は、原則として入会承諾確認の上、全員入会するものとし、入会金は4年次の秋学期の授業料納入時に納めるものとする。

(会則の変更)

第15条 本会則の改正変更には、委員会並びに総会において、出席者の過半数の承認を必要とする。なお、書面をもって意思表示をした者は出席者とみなす。

(慶弔規程)

第16条 本会の慶弔規程については、別に定める。

附 則

- 1 本会則は、2007年6月16日より施行する。
- 2 2003年8月8日施行の追手門学院大学父母の会会則は廃止する。
- 3 この改正は、2008年8月27日より施行する。
- 4 この改正は、2009年6月27日より施行する。

附 則

- 1 この会則は、2016年6月25日から施行する。
- 2 第10条の規定にかかわらず、施行日前日に相談役である者は、引き続き2017年3月31日までその職務を遂行するものとする。